

清水町男女共同参画基本計画

清 水 町

令和6年3月

清水町男女共同参画基本計画 目次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	基本理念	1
3	計画の期間	1
4	計画の位置づけ	2
5	計画の基本目標	2
6	計画の推進体制	2
7	計画の体系	3

第2章 基本計画

基本目標 1 社会における男女共同参画の推進

(1)	政策方針決定過程への女性参画の促進	4
(2)	男女共同参画に関する普及啓発活動の充実	5
(3)	暴力を許さない意識啓発	5
(4)	男性及び若い世代に向けた普及啓発	5

基本目標 2 家庭における男女共同参画の推進

- (1) 育児及び介護に関する社会的支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (2) DV（配偶者からの暴力）の根絶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (3) 生涯を通じた健康づくりへの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

基本目標 3 学校教育における男女共同参画の推進

- (1) 男女共同参画における理解の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (2) 健康のための教育推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

基本目標 4 職場における男女共同参画の推進

- (1) 職場における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (2) ワーク・ライフ・バランス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

基本目標 5 地域社会における男女共同参画の推進

- (1) 地域における男女共同参画の推進の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (2) 国際的な視野及び「多文化共生」の視点の確立・・・・・・・・・・・・・・ 11

はじめに

現在、わたしたちを取り巻く社会環境は、少子高齢化の加速やグローバル化が進む中、価値観や家族形態の多様化に伴う生活様式の変化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により、これまで以上に急速に変化しています。

なかでも、女性を取り巻く環境の変化は大きく、国においては2015（平成27）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、女性が働きやすかつ長期的にキャリアを形成していけるよう、時代にあった柔軟な対応と社会のあらゆる分野への女性参画の重要性はますます高まってきております。

しかしながら、依然として性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会習慣が根強く残っており、いまだ政策・方針決定過程への女性参画や男性の家事育児への参画などの課題が残されています。

このような状況を踏まえ、本町では2024（令和6）年から2030（令和12）年までの期間に取組む施策の方向と内容を定めた「清水町男女共同参画基本計画」を策定しました。

この計画では、これまでの取組みを継承しつつ、SDGsの目標の1つでもある「ジェンダー平等を実現しよう」や、女性の継続就業を図るうえでのワーク・ライフ・バランスの推進など、新たな視点にも重点を置いた計画となっております。

これらの取組みを推進していくうえで、町民の皆様をはじめ、地域や企業、関係団体の方々と連携・協働し、各施策を実施してまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力いただいた清水町男女共同参画基本計画に関する町民懇話会委員の皆様をはじめ、多くの町民の皆様・関係者の方々に深く感謝申し上げます。

令和6年3月

清水町長 阿部 一男

清水町男女共同参画基本計画とSDGsとの関連について

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。国連加盟の193カ国において、2030年までに達成するものとして、17のゴールと（目標）と169のターゲット（具体目標）で構成されています。

この目標は、国だけではなく市町村レベルでも積極的に取り組むことで、少しずつ達成に向かうものです。

清水町では、SDGs（持続可能な開発目標）「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」の視点も踏まえ、町民・事業者・関係団体などの多様な主体との連携を図り、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。



第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

少子高齢化が進み、人口減少社会に突入している現代において、社会の多様性と活力を高め、経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、男女共同参画社会の実現は極めて重要であり、社会全体で取り組む最重要課題の1つとなっております。

平成11年6月に施行された男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）では、男女共同参画社会について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」であると規定されており、「第5次男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが総合的かつ計画的に推進されております。

また、北海道におきましても、平成28年に、女性推進活躍法に基づく都道府県計画として「北海道女性活躍推進計画」が策定され、平成30年には、これらの内容を含め北海道における男女共同参画社会実現に向けた施策を体系的に位置づける「第3次北海道男女平等参画基本計画」が策定され、男女共同参画が推進されております。

2 基本理念

清水町男女共同参画基本計画における基本理念は、次の5つを基本とします。

- 基本理念1 男女の人権の尊重
- 基本理念2 地域社会における制度または慣行についても配慮
- 基本理念3 政策などの立案及び決定への共同参画
- 基本理念4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 基本理念5 国際的協調

3 計画期間

この計画の計画年度は、令和6（2024）年度から令和12（2030）年度までの7年間とし、社会情勢の変化や計画の推進状況等に応じて必要な見直しを行います。

4 計画の位置づけ

① 市町村男女共同参画計画としての位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「男女共同参画社会形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけるものであり、本町における男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の指針です。

② 法令及び関連計画との整合性

この計画は、男女共同参画社会基本法、北海道男女平等参画推進条例、国の男女共同参画基本計画及び道の男女平等参画基本計画を踏まえ、第6期清水町総合計画及びその他関連計画との整合性を図っていきます。

③ 「清水町推進計画」としての位置づけ

さらに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置づけます。

5 計画の基本目標

- 第1 社会における男女共同参画の推進
- 第2 家庭における男女共同参画の推進
- 第3 学校教育における男女共同参画の推進
- 第4 職場における男女共同参画の推進
- 第5 地域社会における男女共同参画の推進

6 計画の推進体制

計画の推進にあたって、清水町役場のあらゆる部署において男女共同参画社会づくりの重要性を認識し、職員一人ひとりが男女共同参画についての理解を深め、全庁的かつ総合的に取組を実施します。

また、この計画は住民をはじめ各種団体、行政関係機関などと連携・協働して推進します。

7 計画の体系

計画体系図

清水町男女共同参画推進の基本理念

基本理念 1	男女の人権の尊重
基本理念 2	地域社会における制度または慣行についての配慮
基本理念 3	政策等の立案及び決定への共同参画
基本理念 4	家庭生活における活動と他の活動の両立
基本理念 5	国際的協調

基本目標	施策の基本方向
1 社会における男女共同参画の推進	(1) 政策方針決定過程への女性参画の促進
	(2) 男女共同参画に関する普及啓発活動の充実
	(3) 女性に対する暴力の根絶
	(4) 男性及び若い世代に向けて普及啓発
2 家庭における男女共同参画の推進	(1) 育児及び介護に関する社会的支援の充実
	(2) DV（配偶者等からの暴力）の根絶
	(3) 生涯を通じた心と体の健康づくりへの支援
3 学校教育における男女共同参画の推進	(1) 男女共同参画に関する理解の促進
	(2) 健康のための教育推進
4 職場における男女共同参画の推進	(1) 職場における女性参画の推進
	(2) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進
5 地域社会における男女共同参画の推進	(1) 地域における男女共同参画の推進の支援
	(2) 国際的な視野及び「多文化共生」の視点の確立

第2章 基本計画

基本目標 1 社会における男女共同参画の推進

政策・方針決定過程への女性の参画は、男女共同参画社会の実現の基礎となるものであり、あらゆる分野において女性の意見及び考えを反映させることができるよう、女性の参画を拡大し男女平等・男女共同参画の視点に立った社会組織・制度に努めます。

また、男女問わずあらゆる年代の町民が男女共同参画をそれぞれ身近な問題として認識するよう、普及啓発活動の充実を図ります。併せて、社会の中で困難な状況におかれている人たちが安心して暮らせるために、意識の醸成及び相談体制の整備を進めます。

【現状と課題】

清水町での審議会委員等への女性委員の登用状況は、令和5年4月1日現在では27.3%となっておりますが、国で定めた第5次男女共同参画基本計画では、令和7年度末までに40%以上の目標を掲げております。

このことから、社会における男女共同参画を推進していくうえで、清水町での審議会委員等における女性参画についてもまだまだ不十分であるため、今後も引き続き推進活動を行っていく必要があります。

【施策の方向】

(1) 政策方針決定過程への女性参画の促進

社会の構成員の約半数を占める女性の意思及び意見を政策方針に反映させることや、地域社会の今後の活性化には、女性の多様な視点及び様々な能力の活用が欠かせないため、町の審議会委員等への女性登用及び政策方針決定過程への参画を引き続き推進していくとともに、事業者等に対しても、情報提供等を行うことにより、役員等における女性登用の重要性及び必要性の理解促進に努めます。

施策の項目	担当課
審議会委員等への女性登用の拡大	全庁
事業者や団体などに対する女性の参画や登用に関する啓発	企画課

(2) 男女共同参画に関する普及啓発活動の充実

男女共同参画に関する普及啓発活動を充実させ、あらゆる世代の人々が、子育て、介護、セクシュアル・ハラスメント、性的指向、性自認など、それぞれの身近で切実な問題を切り口として、男女共同参画の重要性について認識を深めることができるよう、関係団体等と連携し、普及啓発活動に努めます。

施策の項目	担当課
男女共同参画に関する普及啓発	企画課

(3) 暴力を許さない意識啓発

暴力は、その対象の性別や、加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。暴力の根絶に向けて、広報・啓発活動に努めるとともに相談体制の充実を図ります。心身ともに深く傷ついている被害者が安心して相談できるよう、相談窓口の周知、相談しやすい体制の整備を図ります。

また、相談に対し、プライバシーを守るとともに、親身な対応に努めます。

施策の項目	担当課
人権侵害などの関する相談の実施	保健福祉課
人権尊重意識に基づいた学校教育の推進	学校教育課
暴力未然防止のための啓発活動の推進	町民生活課

(4) 男性及び若い世代に向けた普及啓発

育児・介護等の問題に直面する男性が、家庭や地域社会への参画を意識するよう、育児・介護等に関する情報提供に努めます。

また、未来を担う若い世代が、社会情勢を認識し、結婚、出産等を見据えた自身のキャリア形成をすることができるよう、男女共同参画の意義及び重要性についての効果的な普及啓発活動に努めます。

施策の項目	担当課
男性及び若い世代を対象とした広報及び啓発	企画課
男性に対する育児等に関する情報提供	企画課 子育て支援課

基本目標 2 家庭における男女共同参画の推進

男女共同参画の推進の基礎は家庭であり、家庭内での相互理解及びコミュニケーションを深めるとともに、人権を互いに尊重するという意識の啓発に努めます。

また、家庭内における男女が夫婦、パートナーとして互いに協力し合って対等な立場で尊重し、家事や育児、介護等の責任を平等に担う家庭づくりを推進します。

【現状と課題】

共働き世帯が増加する中、男女が協力しながら家庭生活の責任を担うという意識の醸成が必要ですが、依然として家庭生活における家事、介護、看護及び育児に要する時間には男女間で開きがあり、より多くの家事等を女性が担っています。

このことから、家庭における男女共同参画の推進については、夫婦・パートナーとして家事や育児、介護等を相互に協力し合える支援を積極的に推進していく必要があります。

【施策の方向】

(1) 育児及び介護に関する社会的支援の充実

育児休業や年次有給休暇の取得率の向上に向けた啓発など、安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、子育てしながら働き続けられる環境の整備や子育て支援の充実に努めます。

また、育児負担や介護負担を抱えている方に支援が行き届くよう、利用者のニーズを踏まえた保育及び介護サービス体制の整備及び充実に努めます。

施策の項目	担当課
地域のニーズに応じた子育て支援の充実	子育て支援課
介護を地域で支える制度及び体制の整備	保健福祉課
育児及び介護に関する情報提供及び相談・支援体制の整備	子育て支援課 保健福祉課

(2) DV（配偶者等からの暴力）の根絶

暴力行為は、身体的・精神的に大きな苦しみをもたらし、基本的人権を侵害する行為として決して許されるものではありません。暴力を許さない社会の形成、被害者からの相談や被害者の保護・自立に向けた支援等の各種施策を、関係機関と連携を図りながら協力して実施します。

施策の項目	担当課
被害者の相談・保護体制の確立	保健福祉課
被害者の自立に向けて支援・情報提供	保健福祉課

(3) 生涯を通じた健康づくりへの支援

男女が生涯を通じて心身ともに健康であるために、年齢・性別に応じた健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発や健康相談、各種検（健）診などの充実とともに、健康づくり活動の推進を図ります。

また、妊娠・出産期は、女性の健康にとって大きな節目であり、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整備し、健康な体づくりに関する知識の普及や、不妊に悩む男女への支援を図ります。

施策の項目	担当課
保健指導の充実	保健福祉課
不妊治療の支援	保健福祉課
各種検（健）診の受診率向上	保健福祉課

基本目標3 学校教育における男女共同参画の推進

男女共同参画社会推進のため、学校教育の場から、次世代を担う子どもたちが成長する過程において、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に伸ばし、豊かな人間性を育み、人権の尊重を基盤とした男女平等の意識づくりと男女共同参画に関する理解を深められるよう促進します。

また、「男女共同参画社会」や「人権」について、児童生徒の習熟を深める機会を設けるなど、あらゆる学びの場において男女平等教育の充実に努めます。

【現状と課題】

人々の意識の中に形成された固定的性別役割分担意識や性に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などが大きな課題となっています。

このことから、学校教育における男女共同参画を推進し、児童・生徒における男女共同参画に関する理解を促進していく必要があります。

【施策の方向】

(1) 男女共同参画における理解の促進

男女共同参画に関する理解の促進を目的とした学校教育において、人権及び男女共同参画に関する意識を高め、かつ、自立の意識を育む教育・学習の一層の充実を図るとともに、人とのかかわりを重視した学習の充実を推進します。

また、教職員、保護者等の男女共同参画に関する理解を深める意識の啓発等の取組みを推進します。

施策の項目	担当課
人権及び男女共同参画に関する意識の醸成に配慮した指導及び学校運営	学校教育課
教職員、保護者等の男女共同参画に関する理解の促進	学校教育課

(2) 健康のための教育の推進

児童・生徒の様々な心身の問題に対応するため、学校における健康のための教育の充実を図ります。

また、健康や性に関して児童・生徒が正しく理解し、自身の身体を管理することができるよう、適切な教育を推進します。

施策の項目	担当課
児童・生徒の心身の健康を保つ学校保健の充実	学校教育課
健康及び性に関する教育の充実	学校教育課

基本目標4 職場における男女共同参画の推進

女性の職業生活における活躍の推進とは、自らの意思によって働き、または働こうとする女性はその思いを叶えることです。男女が共に多様な生き方・働き方を実現でき、ゆとりある豊かで活力にあふれ、生産性が高く持続可能な社会の実現を図ります。

また、少子・高齢化及びライフスタイルの多様化が進展する中、仕事と生活の調和の実現に向け、柔軟に働き方を選択することができるような働き方の見直しに関する意識の啓発を進めます。

【現状及び課題】

育児休暇取得率は全国的にみても、女性に対し男性の取得率が極めて少なくなっております。

また昨今における女性の意識の変化及び厳しい経済状況を反映し、働くことを希望する女性が増えています。

このことから、男女が共に多様な生き方・働き方を実現できる体制を構築・推進していく必要があります。

【施策の方向】

(1) 職場における女性参画の促進

職場において、男女の均等な機会及び待遇を実質的に確保することにより、女性が能力を十分に発揮できるよう、男女雇用機会均等法の理解及び遵守を促進します。

また、女性の採用、職域の拡大等の取組に関する情報提供及び、各種ハラスメント防止対策の普及啓発を促進します。

施策の項目	担当課
関係法令の周知及び理解の促進	企画課
各種ハラスメント防止対策の促進	企画課

(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

多様な働き方を選択することができるような労働環境の整備、長時間労働の抑制等の働き方の見直し、男性の育児への参画など各分野において、仕事と生活の調和に関する意識の啓発を広く進めていきます。

また、男女が共に働きやすい環境の整備及び保育・介護サービスなど社会的支援体制の充実を図ります。

施策の項目	担当課
育児・介護休業制度の普及拡充と利用しやすい環境づくりの促進	企画課
仕事と生活の調和及び働き方の見直しに関する意識啓発	企画課

基本目標 5 地域社会における男女共同参画の推進

豊かで活力ある地域社会の実現のため、性別に捉われることのない地域リーダーの育成とともに、それぞれが対等な立場で参画し、活動しやすくなるよう意識啓発を推進します。

また、まちづくり協議会や町内会など地域の活動に積極的に参画し、男女が共に責任を担っていくような環境を整備し、地域の活性化を図ります。

【現状と課題】

清水町では町内会長及び農事組合長における女性の割合は約 1.5 パーセントと極めて低いなど、地域社会での女性の参画はまだまだ不十分な状況にあります。

また、経済及び社会のグローバル化の進展に伴い、町の在留外国人の数は増加しており、その国籍や在留資格も多様化している状況にあります。

このことから、性別に捉われることがなく男女が共に考える様々な観点から地域社会における男女共同参画を推進していく必要があります。

【施策の方向】

(1) 地域における男女共同参画の推進の支援

男女共同参画の意識を地域に広げるとともに、地域の特性及び実情に応じた取組を推進するため、町民にとって身近な地域活動の場に、多様な年代の男女が参画して活動の方針決定に対し女性の参画が拡大するよう情報提供及び意識啓発を行います。

施策の項目	担当課
男女共同参画の推進状況等の情報提供	企画課
地域活動等への参画促進のための環境整備	町民生活課

(2) 国際的な視野及び「多文化共生」の視点の確立

国際社会における男女共同参画の推進の動向及び取組について、情報収集及びその提供を行います。

また、関係機関や各種団体と協力して、誰もが地域社会に参画することができる「多文化共生」の社会づくりを推進します。

施策の項目	担当課
男女共同参画の国際的動向及び取組に関する情報の収集・提供	企画課
「多文化共生」に関する理解の促進及び外国人町民等の社会活動の参加の促進	企画課